

建築基準法第44条第1項第二号に基づく許可に係る

神戸市建築審査会の包括同意に関する取扱い

(趣旨)

- 1 この取扱いは、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第44条第1項第二号に基づく許可に際し、形式的審査のみによって、公益上必要で通行上支障がないと認められる場合に、あらかじめ神戸市建築審査会（神戸市建築審査会条例（昭和30年6月条例第17号）に基づく建築審査会をいう。以下「審査会」という。）が包括的に当該許可に必要な同意をしているものと扱う対象を定めることにより、審査会の同意手続の簡素化、迅速化を図ることを目的とする。

(対象)

- 2 次の各号のいずれかに適合する建築物については、法第44条第1項第二号に基づく許可に際して、あらかじめ審査会の同意があるものと取り扱う。
 - (1) 許可を受けようとする建築物（以下「申請建築物」という。）の用途がバス停留所又はタクシー乗場の上家であり、次の要件の全てに適合するもの
 - ① 設置場所は、道路のうち、歩道、駅前広場の島式乗降場等（以下「歩道等」という。）に設置するものであって、有効残幅員を2m以上（自転車歩行者道にあっては3m以上、自転車歩行者専用道にあっては4m以上）確保できる配置及び形状であること。ただし、道路法（昭和27年法律第180号）第32条に基づく許可を受けている場合はこの限りでない。また、当該歩道等の申請建築物を設置する部分の使用について、道路の所有者及び管理者と協議が終了していること。
 - ② 申請建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。
 - ③ 申請建築物の階数が1であり、歩道等の路面から有効高さが原則2.5m以上確保されていること。
 - ④ 申請建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。
 - (2) 申請建築物が、道路管理者が設ける道路の附属物（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項に該当するものをいう。）のうち自転車駐車場で、次の要件の全てに適合し、道路の通行上支障がないもの
 - ① 申請建築物の主要構造部は、他の建築物又は工作物に接続しないこと。
 - ② 申請建築物の階数は1であること。
 - ③ 申請建築物の主要構造部は、不燃材料とすること。

(審査会への報告)

- 3 特定行政庁は、2の規定により法建築基準法第44条第1項第二号に基づく許可をした建築物について、速やかに審査会にその内容を報告しなければならない。

附則

(施行期日)

平成18年6月1日から施行する。
平成21年10月15日から施行する。
令和3年1月1日から施行する。
令和6年1月30日から施行する。
令和6年7月1日から施行する。
令和7年6月15日から施行する。